

岐阜県公報

号外(二) 令和四年三月三十一日

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第五十七項」に改める。

第七十七条の二第一項第四号中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第十二号様式裏面及び第四十一号様式裏面中「、信託銀行」を「、又は自動車税種別割」を「、自動車税種別割又は都区税」に、「スマートフォン決済アプリ」を「スマートフォン決済アプリ」に、「モバイル送金・決済サービス」を「スマートフォン決済アプリ」に、「又は電子決済サービスPayPay(ペイペイ)」を「、PayPay(ペイペイ)又はau PAY(エーユーペイ)」に、「又はPayPay(ペイペイ)」を「、PayPay(ペイペイ)又はau PAY(エーユーペイ)」に改める。

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県税条例施行規則の規定により作成されたこ

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

訓令

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令 (税務課) 三

る用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

- 六 半導体関連事業
- 七 データセンター事業

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則

（平成二十七年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「令和二年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては令和二年四月十六日まで」と、「令和三年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては令和三年四月十五日まで」とを削り、「令和四年三月十五日まで」との下に、「令和五年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては令和五年三月十五日まで」と、「令和六年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては令和六年三月十五日まで」と、「令和七年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては令和七年三月十七日まで」とを加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号様在中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」とし、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」とし、「租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」を「同法第11条及び第12条「電気供給業」や「電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」と改める。

第二条第1号様在中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」とし、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」とし、「租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」を「同法第11条及び第12条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」と改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第九号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和四年三月三十一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

- 第五十七条第三項第一号中「第五十三項」を「第五十五項」及び「第五十六項」を「第五十八項」に、「第五十七項」を「第五十九項」に改める。
- 第八十五条第二項中「第五十三条第六十一項」を「第五十三条第六十二項」に改める。
- 第八十八条の二第二項中「第五十三条第七十項」を「第五十三条第七十二項」に改め、同条第三項中「第五十三条第七十項」を「第五十三条第七十一項」に、「第五十三条第七十三項」を「第五十三条第七十五項」に改める。
- 第九十二条第三項中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第五十八項」に改める。
- 第九十五条第一項第一号中「第五十三条第六十項」を「第五十三条第六十二項」に改める。

「民法第三十七号雑法中の「贓回中」、「信託銀行」を記す「又は不動産取得税」を「不動産取得税又は鉱区税」に、「スタートアップ等用の決済アプリ」を「スタートアップ

決済アプリ」に、「モバイル送金・決済サービス」を「スタートアップ決済アプリ」に、「又は電子決済サービスPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に、「又はPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に改める。

「民法第三十七号雑法中の「贓回中」、「信託銀行」を記す「スタートアップ等用の決済アプリ」を「スタートアップ決済アプリ」に、「モバイル送金・決済サービス」を「スタートアップ決済アプリ」に、「又は電子決済サービスPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に、「又はPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に改める。

「民法第三十七号雑法中の「贓回中」、「信託銀行」を記す「又は不動産取得税」を「不動産取得税又は鉱区税」に、「スタートアップ等用の決済アプリ」を「スタートアップ決済アプリ」に、「モバイル送金・決済サービス」を「スタートアップ決済アプリ」に、「又は電子決済サービスPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に、「又はPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に改める。

「民法第三十七号雑法中の「贓回中」、「信託銀行」を記す「スタートアップ等用の決済アプリ」を「スタートアップ決済アプリ」に、「モバイル送金・決済サービス」を「スタートアップ決済アプリ」に、「又は電子決済サービスPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に、「又はPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に改める。

「民法第三十七号雑法中の「贓回中」、「信託銀行」を記す「スタートアップ等用の決済アプリ」を「スタートアップ決済アプリ」に、「モバイル送金・決済サービス」を「スタートアップ決済アプリ」に、「又は電子決済サービスPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に、「又はPayPay（ペイペイ）」を「PayPay（ペイペイ）」又は「au Pay（エーユーペイ）」に改める。

逓 留

- 1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和四年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社